

7 津波に関する情報等への対応について (参考資料:「地震だ、津波だ、すぐ避難」危機管理部危機情報課発行)

(1) 津波に関する情報が発せられた場合及び強い揺れを感じた場合の一般的な対応

◆津波注意報が出たら (揺れを感じなくても) ●高い所で0.5m程度 ラジオ・テレビ・市町の情報 <広報用スピーカー、広報車など>に注意	海岸にいる人は近くの高い所へ直ちに避難する。 津波の危険が予想される地域の人はいつでも避難できるように準備する。
◆強い地震を感じたら (弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時にも)	海岸にいる人は直ちに海岸から離れ高台か指定の避難ビルへ避難する。 津波の危険が予想される地域の人にも直ちに避難する。
◆津波警報が出たら (揺れを感じなくても) ●大津波: 高い所で3m以上 ●津波: 高い所で2m以上	
◆警戒情報が発表されたら	津波の危険が予想される地域の人はいちに避難する。 様子を見ている余裕はありません。避難勧告を待ってはいけません。市町指定の避難地や危険予想地域外の親類・知人宅などへ

(2) 学校・生徒の対応について

	在宅時	在校時	登下校途中
津波注意報	情報に注意しつつ、登校する。	情報に注意しつつ、通常の活動(授業)を継続する。	情報に注意しつつ、登校あるいは速やかに帰宅する。
津波警報	高台か指定の避難ビルへ避難 ○午前6時に警報が発令されている場合で避難が不要な場合は自宅待機する。 ・必要に応じて直ちに避難する。	学校に待機 ○安全な下校が困難な場合、学校は、保護者への連絡を行う。 ○下校が夜間に及ぶ場合は、保護者への引き渡しを原則とする。	高台か指定の避難ビルへ避難 ○原則として帰宅する。ただし、自宅が要避難地域にある場合は、最寄りの避難所に避難する。 ○学校に近い場合は、学校に避難し、教員の指示に従う。 ○生徒は、保護者と学校に対し、安否状況の連絡に努める。
大津波警報	○午前11時までに警報が解除されている場合 ・十分注意して登校する。 ・午後の授業の支度を持参する。 ○午前11時以降も警報が継続されている場合 ・学校は休校とする。		
(大)津波発生時	○生徒は、保護者と学校に対し、安否情報の連絡に努める。	○生徒の家族や家屋に甚大な被害が生じていない場合、学校は、県・市の危機管理局等と連携し安全の確認を行った上で、生徒を保護者へ引き渡しすることを原則とする。 ○生徒の家族や家屋に甚大な被害が生じた場合、学校は、危機管理局等との協議又は指示により対応を判断する。	○生徒は、保護者と学校に対し、安否状況の連絡に努める。